

災害時における雇用保険の特別措置等について

1 ハローワークに来所できない場合は「失業の認定日の変更」ができます

災害により、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できなかったときは、失業の認定日を変更することができますので、手続きをしているハローワークに相談してください。

災害により、やむを得ず応募等の求職活動実績が無い場合でも支給されます。

2 管轄以外のハローワークでも失業認定の手続きができます

災害により、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の失業認定手続きを行うことができます。

3 災害時における雇用保険の特別措置があります

事業所が本災害により被害を受け、一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特別措置があります。

該当するのは、災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で事業所が災害を受けやむを得ず休業することになったため一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方です。

* 上記 3 の制度利用時の留意事項

本特別措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該離職前の雇用保険被保険者であった期間は通算されませんので制度利用に当たってはご注意ください。

ご不明な点はお近くのハローワークにお問い合わせください。